特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和8年10月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	1　評価対象事務の概要 　身体障害者福祉法等に基づき、市民からの交付申請、記載事項変更届、返還届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。 2　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。申請書・届出書は窓口や郵送での受入、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 ①　申請書、記載事項変更届出書、返還届出書、再交付申請書の受理及び記載内容確認 ②　手帳情報の確認 ③　手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答
③システムの名称	福祉総合システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、個人住民税システム、統合宛名管理システム、サービス検索・電子機能

2. 特定個人情報ファイル名
身体障害者手帳情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第20の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14、18、20、37、42、48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	門真市　保健福祉部　障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市　総務部　総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市　保健福祉部　障がい福祉課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-6154

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月30日 時点	
3. 重大事故			
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、身体障害者手帳認定事務の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、障がい者福祉システムの登録は、入力誤りがないかの確認を複数人で行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等は、施錠のできる書棚に保管することを徹底している。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－7　請求先	門真市　総務部　法務監察課	門真市　総務部　総務課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－5　②　所属長	課長　北倉　透雄	課長　狩俣　政美	事後	
平成31年1月1日	Ⅰ．5．②　評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	Ⅳ　リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 　番号法第19条第7号　別表第2の第15、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	1. 情報提供の根拠 　番号法第19条第8号　別表第2の第15、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅰ－3　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の第11の項	番号法第9条第1項及び別表第20の項	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅰ－4　②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 　番号法第19条第8号　別表第2の第15、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項	1. 情報提供の根拠 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14、18、20、37、42、48の項	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅰ－9　規則第9条第2項の適用	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅳ－8　人手を介在させる作業	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅳ－11　最も優先度が高いと考えられる対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和8年9月30日	Ⅰ．1．②事務の概要	1　評価対象事務の概要 　身体障害者福祉法等に基づき、市民からの交付申請、記載事項変更届、返還届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。 2　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 　①　申請書、記載事項変更届、返還届、再交付申請書の受理及び記載内容確認 　②　手帳情報の確認 　③　手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答	1　評価対象事務の概要 　身体障害者福祉法等に基づき、市民からの交付申請、記載事項変更届、返還届、再交付等の事務処理及び他市町村等に対する照会回答を行う。 2　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 申請書・届出書は窓口や郵送での受入、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 　①　申請書、記載事項変更届出書、返還届出書、再交付申請書の受理及び記載内容確認 　②　手帳情報の確認 　③　手帳所持者の異動に伴う他市町村との照会回答	事後	申請方法の変更に伴う修正
令和8年9月30日	Ⅰ．1．③システムの名称	福祉総合システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、個人住民税システム、統合宛名管理システム	福祉総合システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、個人住民税システム、統合宛名管理システム、サービス検索・電子機能	事後	申請方法の変更に伴う修正